

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p><u>(4) V2H充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車</u> <u>(以下「電気自動車等」という。)からの電力の取出し及び電気自動車等</u> <u>への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するた</u> <u>めのシステムの総体をいう。</u></p> <p><u>(5) 太陽光発電設備等 太陽光発電システム、蓄電システム又はV2H充放電</u> <u>システムをいう。</u></p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項 の規定による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)との販 売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下 「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるも のとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p><u>(2) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 太陽光発電設備等 太陽光発電システム又は蓄電システムをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項 の規定による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)との販 売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下 「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるも のとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>用するV2H充放電システムを同時に設置する事業</u></p> <p>(3) <u>既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業</u></p> <p>(4) <u>既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額の経費は、補助対象経費としない。</u></p> <p>3 <u>補助金の額は、次により算出するものとする。</u></p> <p>ア <u>補助事業の区分ごと、補助対象経費の額と以下に掲げる上限額のいずれか少ない額を交付額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電システムの設置 5万円</u></p> <p>(2) <u>蓄電システムの設置 15万円</u></p> <p>(3) <u>V2H充放電システムの設置 10万円</u></p> <p>イ <u>アにより算出された区分ごとの交付額を合算した額を補助金の額とする。</u></p> <p>第7条～第16条 (現行のとおり)</p> <p>(<u>電子情報処理組織による申請等</u>)</p> <p>第17条 <u>本要綱に規定する書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(その他)</p>	<p>(2) <u>既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>補助金の額は、補助対象事業ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額を限度とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電システム及び蓄電システムを設置する場合 20万円</u></p> <p>(2) <u>蓄電システムのみを設置する場合 15万円</u></p> <p>第7条～第16条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(その他)</p>

改正後		現行	
第18条 (現行のとおり)		第17条 (略)	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
補助対象設備	要件	補助対象設備	要件
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの	ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの
イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力(太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値)が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの	イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力(太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値)が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象製品として登録のあるもの	ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
エ V2H充放電システム	(1) 国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの	(新設)	
別表第2 (第7条関係)		別表第2 (第7条関係)	
(1) 交付申請書別紙仕様書 (2) 事業費の根拠が分かる資料(見積書等) (3) 補助対象設備設置箇所における設備設置前の状況が確認できる写真 (4) 県税の納税証明書(未納のない証明)(証明日が申請日以前3箇月)		(1) 交付申請書別紙仕様書 (2) 事業費の根拠が分かる資料(見積書等) (3) 補助対象設備設置箇所における設備設置前の状況が確認できる写真 (4) 県税の納税証明書(未納のない証明)(証明日が申請日以前3箇月)	

改正後	現 行
<p>以内のもの)</p> <p>(5) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）</p> <p>(6) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果</p> <p><u>(7) チェックリスト</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>	<p>以内のもの)</p> <p>(5) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）</p> <p>(6) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>
<p>別表第3（第12条関係）</p> <p>(1) 実績報告書別紙仕様書</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書）</p> <p>(3) 補助対象設備の設置前後の状況が確認できる写真</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、<u>保証申込書と併せて添付すること</u>により、これに代えることができる。</p> <p>(5) 認定事業者との契約状況が分かる書類 ※(2)の書類で確認できる場合は不要</p> <p><u>(6) チェックリスト</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>	<p>別表第3（第12条関係）</p> <p>(1) 実績報告書別紙仕様書</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書等）</p> <p>(3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これに代えることができる。</p> <p>(5) 認定事業者との契約状況が分かる書類 ※(2)の書類で確認できる場合は不要</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>